

平成 19 年 1 月 26 日

金融庁 検査局総務課調査室 御中

全 国 銀 行 協 会

**金融検査マニュアル改訂（案）に対する意見の提出について**

今般、当協会では、平成 18 年 12 月 26 日に公表された標記案に対する意見を別紙 1 および別紙 2 のとおりまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 金融検査マニュアル改訂案への意見

全国銀行協会

項番	【コメントの対象】 ①経営管理態勢、②法令等遵守態勢、③顧客保護等管理態勢、④信用リスク管理態勢、⑤資産査定管理態勢、⑥自己査定(別表1)、⑦自己査定(別表2)、⑧市場リスク管理態勢、⑨流動性リスク管理態勢、⑩オペレーショナルリスク管理態勢	該当頁および該当項目	意見	理由等
1	「本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項」	2頁(3)「金融機関とその業務に関して取引する者又は当該金融機関を子会社とする持株会社に対して検査を行う場合も、本マニュアルの該当部分に準じて、所要の検証を行うものとする」	「本マニュアルの該当部分に準じて」とあるが、持株会社の特性を十分に考慮したうえで適宜読替え、省略等の運用がなされるとの理解でよい。持株会社に対して「所要の検証を行う」とあるが、その方針、ポイント等できる限り明確にいただきたい。	持株会社としても新「検査マニュアル」に準拠した対応が必要となるが、現状のマニュアルはあくまで金融機関向けのものであり、持株会社に対してどのような運用がなされるのかが不明確であるため。
2	①経営管理態勢	3頁 I 2④	「取締役会等において実質的議論」は「取締役会において実質的議論」とするべきではないか。	誤記と思われる (本表現では取締役が善管注意義務・忠実義務を果たすためには <b>取締役会以外</b> においても実質的議論をする必要があることとなる)
3	①経営管理態勢	4頁 I 3④(i)(ii)(iii)	「新規商品等審査」における「審査」の定義をより明確にするべきではないか。	信用リスク管理態勢の7頁2①等で使用されている「審査」と、本項での「審査」の意味するところは異なるものと考える。
4	①経営管理態勢	4頁 I 3⑤	①「子会社・関連会社等」の意味するところは「子会社・関連会社」と同じであるという理解でよい。そうであれば、「子会社・関連会社等」は「子会社・関連会社」と変更するか、もしくは「子会社等」に変更することが適切と考える。 ②「取締役会は、子会社・関連会社等の業務の規模・特性に応じ…措置を講じているか」について、「取締役会」を「取締役会等」に変更するべきではないか。	(②について) 子会社等の業務運営については、重要性に応じた管理がなされるべきであり、取締役会の委任を受けた執行部門による管理を排除するような記述は変更すべきと考える。
5	①経営管理態勢	6頁 II 1②	「取締役会は、経営方針及び内部管理基本方針に則り、内部監査の実効性の確保に向けた方針(以下「内部監査方針」という。)を定め、組織全体に <b>周知しているか。</b> 」は「 <b>周知させているか</b> 」とするべきではないか。	他の箇所における「取締役会」の役割と整合性をとるため。
6	①経営管理態勢	9頁 II 3(1)① 【内部監査の有効性の分析・評価】	2段落目の「また、内部監査部門長は、内部監査実施要領及び内部監査計画の有効性を、定期的に又は必要に応じて随時分析・評価し、取締役会に報告しているか。」と、3段落目の「また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。」は、順序を逆にすべき。順序変更が難しい場合には、3段落目の主語を「取締役会は、」と明記すべき。	3段落目の「また、必要な場合には、…その原因究明については万全を期しているか。」の主語が不明確。内部監査部門長は利害関係者であり、取締役会が、「必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期」す方が適当と考えられるため。
7	①経営管理態勢	11頁 III 2③【子会社に対する調査】	本項は以下のように修正するのが相当と考える。 「監査役は、取締役による企業集団の業務の健全性確保のための職務執行状況を監査する観点から、必要に応じて子会社の経営管理態勢及び内部管理態勢の状況等について調査等を行なっているか。」	・内部管理態勢とはエンティティー単位の独立法人内の統治のあり方であり、企業集団単位で内部管理態勢という概念はあるのだろうか？企業集団単位では、「親会社として子会社を経営管理する」ということになるのではないかと。

項番	【コメントの対象】 ①経営管理態勢、②法令等遵守態勢、③顧客保護等管理態勢、④信用リスク管理態勢、⑤資産査定管理態勢、⑥自己査定(別表1)、⑦自己査定(別表2)、⑧市場リスク管理態勢、⑨流動性リスク管理態勢、⑩オペレーショナルリスク管理態勢	該当頁および該当項目	意見	理由等
8	①経営管理態勢 ⑩オペレーショナルリスク管理態勢	「経営管理態勢」5項 I 3⑦ 「オペレーショナルリスク管理態勢」31項 III 2(5)(iii)	金融検査マニュアルにおける「業務継続計画(BCP)」の定義を明確にしていたいただきたい。	「オペレーショナルリスク管理態勢」の左記該当項目にて参照を要請している「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」(第3版)のP4において、「事業継続計画(BCP)」について、手引書上は、オペレーショナルリスク、信用リスク、市場リスク、人命に係るリスク等を含む広範な概念と定義し、注記として、「BCPについては、世界各国で議論されているが、現時点では、未だ定義が一義的に確定されているわけではない。」としている。一方、「経営管理態勢」の該当項目において、「業務継続計画(BCP)」の策定を求めており、金融検査マニュアル上の定義は当該手引書の定義通りなのか、各行にて手法を含め定義してよいものか確認を行いたい。
9	③顧客保護等管理態勢	17頁 II 4(2)③	「外部委託管理責任者は…確認しているか」を、「…確認する態勢を整備しているか」に変更していただきたい。	外部委託契約は多種多様かつその重要度においても様々なものがあり、外部委託管理責任者が全ての委託契約について、自ら契約内容をチェックすることは現実的ではないと考えられる。
10	④信用リスク管理態勢	14頁 III ⑦(vi)ハ a	「継続的なモデル運用ができ、モデルの精緻化・高度化に向けた取組が可能なモデルの開発業者と委託契約をし、定期的に、開発業者の評価を行なっているか。」を「継続的なモデル運用ができるように、定期的に、開発業者の評価を行なっているか。」に変更していただきたい。	外部の開発業者に求める水準は、金融機関の契約等の関係によって色々な場合が想定される。必ずしも「モデルの精緻化・高度化」まで外部の開発業者に求める必要はないものと考ええる。
11	④信用リスク管理態勢	16頁 III ⑧(ii)へ	「PD、LGD及びEADを推計するに当たり」の後にカッコ書きで「事業法人等向けのエクスポージャーのLGD及びEADの推計については先進的内部格付手法採用行に限る」という文言を追記していただきたい。	明確化の観点、並びに「内部格付手法の検証項目リスト」9頁のIV-1-(1)との平仄の観点。
12	④信用リスク管理態勢 ⑧市場リスク管理態勢	④信用リスク管理態勢 12頁 III ⑦(ii)イ c ⑧市場リスク管理態勢 14頁 III 4(2)①(iii)	信用リスク管理態勢、市場リスク管理態勢におけるバーゼルⅡ対応部分と同様の記述箇所についても、「取締役等」に監査役が含まれるのであれば、明確化のため、バーゼルⅡ対応部分も含め、以下のように記述を変更していただきたい。 「取締役及び監査役は、研修を受けるなどして、〇〇リスク〇〇手法について理解を深めているか」	・12月26日公表された、バーゼルⅡ対応部分に係るパブリックコメントに対する金融庁回答に以下の記述がある。 『「取締役等」には取締役の他に監査役が含まれると考えております』 ・通常「取締役等」とあれば、執行役・管理者等執行サイドの役職とのイメージである。対象を取締役と監査役とするなら両者を明記すべきだと考える。 ・他方、取締役の業務執行を監査する立場の監査役に執行レベルと同等の業務処理品質を求めるのも如何かと考える。
13	⑥自己査定(別表1)	3頁 1(3)	プロジェクト・ファイナンスに関する記載について、「回収の危険性の度合いに応じて」を「回収の危険性の度合い及び信用力等に応じて」に修正していただきたい。	債務者区分との整合性を求められている信用格付(債務者格付)について、「内部格付手法の検証項目リスト」9頁 IV-1-(4)-①(平成18年3月27日付金融庁告示第19号第180条第2項1)に「(債務者格付は)債務者のPDに対応するものであること。」と規定されていることを踏まえれば、「見做し」といっても「債務者区分」である以上は信用力をファクターとして考慮すべき。
14	⑥自己査定(別表1)	12頁 1(4)②	3行目の「担保実行時の当該動産の確実な確保のための手続きが確立していることを含め…」について、「担保実行時」を「担保権実行時」もしくは「担保処分時」に修正していただきたい。	表記の明確化の観点。

項番	【コメントの対象】 ①経営管理態勢、②法令等遵守態勢、③顧客保護等管理態勢、④信用リスク管理態勢、⑤資産査定管理態勢、⑥自己査定(別表1)、⑦自己査定(別表2)、⑧市場リスク管理態勢、⑨流動性リスク管理態勢、⑩オペレーショナルリスク管理態勢	該当頁および該当項目	意見	理由等
15	⑥自己査定(別表1)	12頁1.(4)③担保評価	「担保評価額については、必要に応じ、評価額推移の比較分析、償却・引当などの整合性」など多面的な視点から検証とあるが、償却・引当などの整合性とは具体的にどのような検証を意味しているのか明確にいただきたい。	検証方法のイメージを明確化したい。
16	⑥自己査定(別表1)	12頁 1(4)③	2行目の最後の箇所「また土壌汚染、アスベストなどの環境条件等にも留意する」について、「アスベスト」の記載を削除していただきたい。	アスベストの評価については、現状、国土交通省にて「評価指針」を作成する方向で検討中という状況であり、公的に具体的な評価基準はなく、評価手法は確立されていない。また、影響度についても、現時点では売買事例などの実例は乏しいと思われる。将来的に、売買価額への浸透が進む可能性はあるが、現時点での記載は時期尚早と思われるため。
17	⑥自己査定(別表1)	16頁 1(5)①	優良保証等のうち「ロ.一般事業会社の保証」の「備考」欄に、「一般事業会社に関し、有価証券担保における優良担保の要件に合致する有価証券の発行会社である場合には、一般事業会社の優良保証にも当て嵌まるとみなして差し支えないものとする」といった趣旨の文言を追記いただきたい。	「優良担保」と「優良保証等」の記載の平仄を相応に勘案すべき。なお、「原則として」との前置きはあるものの、優良保証等のうち一般事業会社の保証については配当の有無を一義的に判断する立て付けとなっているが、配当の実施は会社の事業戦略の中で決定される(配当原資の有無だけが決定要素ではない)実態に鑑みれば、当該ルールの実行記載は必ずしも適当ではないと考える。
18	⑥自己査定(別表1)	16～17項(5)②	「当該子会社が親金融機関等から支援等を受けている場合には、経営改善計画の妥当性や、その支援等を……」の「支援等」の表現に曖昧な感があり、「支援」とするべきではないか。	表現の明確化のため。
19	⑥自己査定(別表1)	31頁 4.(2)	<p>(有価証券の減損のような期末決算整理事項とは異なり、)固定資産の減損は会計基準や適用指針でも期中取引事項と想定され、都度の切放処理を原則としており(＝評価損よりは除却損・売却損に近い扱い)、期中に切放済の減損額は期末の自己査定対象資産とはなっていない。また、期末(含む年度末)に減損処理するとしても(当然ながら所要額を適切に損失認識するとしても)、減価償却のように自己査定前に処理する方法も合理的であり容認されうものとする。</p> <p>従って、「期中や期末の減損額は1円残らずIV分類に含めなくてはならない。」との誤解を回避するため、「また、営業用、非営業にかかわらず、減損会計を適用した場合に減損すべきとされた金額については、これをIV分類額とする。」「(注)動産・不動産の減損会計については、『固定資産の減損に係る会計基準』等を参照。」との今追加案は削除すべきと考える。(代わりに今改訂前の文に戻すことでもよいのではないか。)</p> <p>なお、仮に今追加案の削除が不可・困難の場合でも、せめて「(注)動産・不動産等のうち固定資産の減損会計については、『固定資産の減損に係る会計基準』等を参照。」と微修正すべきと考える。(動産・不動産のうち固定資産以外[＝「保証金権利金」の一部]の減損等については、『固定資産の減損に係る会計基準』を参照するのではなく、『金融商品に係る会計基準』の中の減損規定や今改訂前の金融検査マニュアルの動産・不動産の項目等を参照すべきと考える。)</p>	<p>期中に切放処理された資産も期末(特に年度末)の自己査定においてIV分類と認識するために、期中に切放済の減損額を自己査定対象となる期末(特に年度末)の簿価に戻入れることは、会計基準と適用指針に沿わないうえ、実務も煩雑であるため。</p> <p>また、そもそも「動産・不動産」と「固定資産」とは互いに定義・対象資産範囲が異なるため。</p>

項番	【コメントの対象】 ①経営管理態勢、②法令等遵守態勢、③顧客保護等管理態勢、④信用リスク管理態勢、⑤資産査定管理態勢、⑥自己査定(別表1)、⑦自己査定(別表2)、⑧市場リスク管理態勢、⑨流動性リスク管理態勢、⑩オペレーショナルリスク管理態勢	該当頁および該当項目	意見	理由等
20	⑦償却・引当(別表2)	1頁 1. 貸倒引当金	「なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている場合には、貸倒引当金の総額は、信用リスクの計量化等により導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を十分に充たす必要がある」とあるが、「合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている場合(但しデフォルト定義の相違等で直接の比較が困難な場合は除く)」と追記していただきたい。	ここで言う「ポートフォリオ全体の予想貸倒損失額」とバーゼルⅡに基づき算出するELとの比較が求められないことを明確にするため。 現時点の償却・引当制度とバーゼルⅡにおけるELでは、(1)デフォルト定義が異なる(バーゼルⅡ:要管理以下、償却・引当:破綻懸念以下)、(2)損失定義が異なる(バーゼルⅡ:経済的損失、償却・引当:会計的損失)、(3)所要自己資本比率固有の保守性が存在する(バーゼルⅡ:景気後退期の損失可能性)等、大きな相違点が存在する。 バーゼルⅡに準拠した合理的かつ適切な内部モデルであっても、デフォルト定義の相違等から直接的な比較が困難な場合がある。
21	⑦償却・引当(別表2)	16頁 3.イ.(ロ)	「なお、自らの保証を付した私募債を引き受けている場合には、私募債の発行会社の信用リスクに応じて、貸付債権と一体の方法により適切な引当金を計上するか又は直接償却する。」との今次追加案があるが、「一体」は「同様」に変更すべきと考える。  また、「左記私募債の引当金の算定に当たっては、貸付債権に係る引当率算定に係るデータに、当該私募債に係るデフォルト等を反映させたものであるかを検証する。」との今次追加案があるが、「貸付債権に係る引当率算定に係るデータに、」は削除するか、せめて「貸付債権に係る引当率算定に係るデータと同様に、」と変更すべきと考える。	左記私募債の引当金の算定に当たっては、「①貸付債権に係る引当率算定に係るデータに、当該私募債に係るデフォルト等を反映させて、貸付債権と当該私募債との共通率を算定・利用する方法」のみならず、「②貸付債権に係る引当率とは別途に、当該私募債に係るデフォルト等から当該私募債の専用率を算定・利用する方法」も(実態的・統計的にも妥当等の前提を満たすならば)容認されるべきと考える。  したがって、「上記①の方法のみに限定して容認する一方、②の方法を将来的にも禁止する」趣旨の表現は現時点では回避することが望ましい。
22	⑦償却・引当(別表2)	17頁 5.(2)	固定資産の減損会計は(当然ながら所要額を適切に損失認識するとともに)「自己査定に基づく償却・引当」に含めるべきとは限らないことから、「期中や期末の減損額は1円残らずIV分類に含めようとして償却しなくてはならない。」との誤解を回避するため、「動産・不動産の減損については、『固定資産の減損に係る会計基準』等を踏まえ、適切に行われているかを検証する。」との今次追加案は削除すべきと考える。  なお、仮に今次追加案の削除が不可・困難の場合でも、せめて「動産・不動産等のうち固定資産の減損については、『固定資産の減損に係る会計基準』等を踏まえ、適切に行われているかを検証する。」と微修正すべきと考える。 (動産・不動産のうち固定資産以外[「保証金権利金」の一部]の減損等については、『固定資産の減損に係る会計基準』を参照するのではなく、『金融商品に係る会計基準』の中の減損規定や今次改訂前の金融検査マニュアルの動産・不動産の項目等を参照すべきと考える。)	(有価証券の減損のような期末決算整理事項とは異なり、)固定資産の減損は会計基準や適用指針でも期中取引事項と想定され、都度の切放処理を原則としており(＝評価損よりは除売却損に近い扱い)、期中に切放済の減損額は期末の自己査定対象資産とはなっていない。  また、期末(含む年度末)に減損処理するとしても、減価償却のように自己査定前に処理する方法も合理的であり容認されうるものと考ええる。  よって、期末(特に年度末)の自己査定にて減損額をIV分類や自己査定対象額に含めるべきとは限らないこともあり、固定資産の減損会計を「自己査定に基づく償却・引当」に含めるべきとも限らないため、当該別表に記載することは適切とは限らない(＝「自己査定に基づかない単なる償却・引当」は他にも会計上いくつかあるが、それらは従来からあえて当該別表には含まれていない)ため。また、そもそも「動産・不動産」と「固定資産」とは互いに定義・対象資産範囲が異なるため。
23	⑧市場リスク管理態勢	7頁 II 1②	市場リスク管理規程の内容の例示のうち「時価算定に関する取決め」と「特定取引(トレーディング)に関する取決め」を削除していただきたい。	別途30頁「7. 時価算定①【内部規程等の整備】」、31頁「8. 特定取引関連①【内部規程等の整備】」と重複。会計処理や経理区分に関連することから必ずしも市場リスク管理規程の中に含める必要はないものと考ええる。

項番	【コメントの対象】 ①経営管理態勢、②法令等遵守態勢、③顧客保護等管理態勢、④信用リスク管理態勢、⑤資産査定管理態勢、⑥自己査定(別表1)、⑦自己査定(別表2)、⑧市場リスク管理態勢、⑨流動性リスク管理態勢、⑩オペレーショナルリスク管理態勢	該当頁および該当項目	意見	理由等
24	⑧市場リスク管理態勢	11頁 II 2(1)②(iv)	「市場リスク管理部門」を「市場リスク管理部門等」に変更していただきたい。	財務時価の精緻化のためプライシングモデルの妥当性確保を財務部門で行う体制もあり得るため。
25	⑧市場リスク管理態勢	18頁 III 3(1)③	「適切な頻度で情報開示される契約となっているか。」を「適切な頻度で情報開示されているか」に変更していただきたい。	契約で明示していない場合でも適切な頻度で情報が開示されるケースもあり、「実際に適切な頻度で情報が開示されているか否か」が重要と考えるため。
26	⑧市場リスク管理態勢	18頁 III 3(2)① 【適切なリスク管理の実施】	「監査の有無や解約期間の長短等、ファンドの実態及び商品特性を十分に把握した上でのリスク管理が行われているか。」の文中の「監査」は会計監査を指すと思われるが、そうであれば明記すべきである。	「監査」の定義を明確にするもの。
27	⑧市場リスク管理態勢	29頁 III 5③(i)	「継続的なモデル運用ができ、モデルの精緻化・高度化に向けた取組が可能なモデルの開発業者と委託契約をし、定期的に、開発業者の評価を行なっているか。」を「継続的なモデル運用ができるように、定期的に、開発業者の評価を行なっているか。」に変更していただきたい。	外部の開発業者に求める水準は、金融機関の契約等の関係によって様々な場合が想定される。必ずしも「モデルの精緻化・高度化」まで外部の開発業者に求める必要はないものと思料。
28	⑧市場リスク管理態勢	30頁 III 7②	「市場部門が、時価算定を担当する部門へ、算定の客観性を損なうような関与を行なっていないか」を「時価算定を担当する部門が、市場部門から算定の客観性を損なうような関与を受けていないか」に変更していただきたい	標題との平仄から、主語は「時価算定を担当する部門」とすべき。
29	⑧市場リスク管理態勢	31頁 III 7. ③ (iv) 【時価算定の客観性の確保】	「時価算定の客観性確保の状況に関して、内部監査の重点項目に含まれているか。」の文中の「内部監査の重点項目に含まれているか」は「内部監査を受けているか」などに修正すべきである。	重点項目とするか否かは各金融機関の取締役会等の判断によるものとする。また、他の項目では内部監査の重点項目につき記載はなく、本項で特に「重点項目」として言及するのは不適当と考える。
30	⑨流動性リスク管理態勢	6頁 「II. 管理者による流動性リスク管理態勢の整備・確立状況」	「II. 管理者による流動性リスク管理態勢の整備・確立状況」とあるが、「管理者による」を「各管理者による」と修正する方がよいと考える。	「流動性リスク管理態勢」のチェックリストの中では「流動性リスク管理部門」と「資金繰り管理部門」の管理者の役割について記載されていることため。
31	⑩オペレーショナルリスク管理態勢	9頁 II 2(1)(ii)	「事務統括部門は、関係する他のリスク管理部門と連携し」とあるが、これは「事務統括部門は、関係する他の部門と連携し」ないしは「事務統括部門は、関係する他のリスク管理部門等と連携し」に変更すべきである。	監査結果、不祥事件、事故、苦情等により把握した問題への対応は、リスク管理部門とのみ連携するのではなく、場合によってはコンプライアンス部門、人事部門、監査部門や商品性を設計する業務所管部署等と密接に連携する必要がある。従って、連携先をリスク管理部門に限定しない方が適切と思われる。

項番	【コメントの対象】 ①経営管理態勢、②法令等遵守態勢、③顧客保護等管理態勢、④信用リスク管理態勢、⑤資産査定管理態勢、⑥自己査定(別表1)、⑦自己査定(別表2)、⑧市場リスク管理態勢、⑨流動性リスク管理態勢、⑩オペレーショナルリスク管理態勢	該当頁および該当項目	意見	理由等
32	⑩オペレーショナルリスク管理態勢	12頁 Ⅲ3.実地検査用チェックリスト(2)	2行目「・・・、内部監査部門が有効に機能していることが確認出来れば、・・・」、3行目「・・・、逆に内部監査部門が有効に機能していないようであれば・・・」の各々にある「内部監査部門」は、1行目と同じく「内部監査部門等」とすべきである。	「監査部門」と「監査部門等」の違いを確認・修正するもの。
33	⑩オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) (別紙3)その他オペレーショナル・リスク管理態勢の整備・確立状況	34頁 別紙3 2(4)【風評リスクを管理する部門】	<p>「その他オペレーショナル・リスク管理部門のうち、主なリスク管理部門の役割・責任」として、法務リスク管理部門、人的リスク管理部門、有形資産リスク管理部門の他、風評リスク管理部門が記載されているが、風評リスクについては、バーゼルⅡの定義から明示的に除外されており、金融機関が自らオペレーショナル・リスクと定義しない限り、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門による管理の対象外である旨、明確にしてほしい。</p> <p>については、項番2より除外し、別項目としていただきたい。</p>	<p>検査マニュアル改訂(案)においては、 バーゼルⅡ定義オペリスク+銀行定義オペリスク=オペリスク オペリスク=事務リスク+システムリスク=その他オペリスク と定義しているが、風評リスクについてはバーゼルⅡ定義オペリスクの対象外であり、銀行として風評リスクをオペリスクとして定義しない限り、その他オペリスクの対象にはならない。 一方で、「その他オペレーショナル・リスク管理部門のうち、主なリスク管理部門の役割・責任」として、バーゼルⅡ定義のオペリスクである、法務リスク、人的リスク、有形資産リスクと並列して風評リスクを記載すると、あたかも、総合的なオペレーショナル・リスク管理部門がオペレーショナル・リスクとして風評リスクを管理しなければならぬような誤解を受けるため。</p>

## 金融検査マニュアル改訂案への質問・確認事項

全国銀行協会

項番	【コメントの対象】 ①経営管理態勢、②法令等遵守態勢、③顧客保護等管理態勢、④信用リスク管理態勢、⑤資産査定管理態勢、⑥自己査定(別表1)、⑦自己査定(別表2)、⑧市場リスク管理態勢、⑨流動性リスク管理態勢、⑩オペレーショナルリスク管理態勢	該当頁および該当項目	質問・確認事項	理由等
1	別添【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】	3頁(6)②	<p>「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等の、経営陣レベルによって構成される経営に関する事項を決定する組織も含む、という記載があるが、意思決定プロセスにおいては、経営会議は「決定」機関ではなく、「協議」機関となっており、経営会議協議後に代表取締役による合議決裁を経るプロセスとなっている場合がある。</p> <p>この『経営会議協議後、代表取締役による合議決裁』という意思決定プロセスは、今回の金融検査マニュアル改訂案の各チェックリストに記載されている『「<b>取締役会等</b>」による決定』を充当するものと考えてよいか。</p>	左欄記載の意思決定プロセスは、今回の金融検査マニュアル改訂案の各チェックリストに記載されている『「 <b>取締役会等</b> 」による決定』と、同等の効果を有していると考えられるため。
2	②法令等遵守態勢	8頁 Ⅱ1(2)⑤	「証券取引法上の適時開示を適切に行う態勢となっているか」とあるが、これを「不祥事件等処理態勢」に記載しているのは、不祥事件等に起因して適時開示基準を超える損失が発生した場合の適時開示を指していると考えてよいか。	
3	②法令等遵守態勢	11頁Ⅲ1② 12頁Ⅲ2②	本人確認および疑わしい取引に関する態勢整備と、財務省が定める外為検査マニュアルのチェックリストにより求められる態勢整備との関係はどう考えればよいか。 例えば、外為検査マニュアル上は「資産凍結等責任者」、「本人確認等責任者」、「オフショア勘定責任者」の設置が求められているが、それとは別に、本マニュアルの「本人確認に関する責任者」、「疑わしい取引に関する責任者」の設置を求めているのか。	
4	②法令等遵守態勢	14～15頁 Ⅲ5①	利益相反性について検討が必要な事案として例示している「同一スキームにアレンジャー兼レンダーなど複数の立場で関与する場合」について、「アレンジャー兼レンダーなど複数の立場で関与する場合」はシンジケートローンの事案として多数ある。その全てのケースが「利益相反性についての検討が必要な場合」に該当するのではなく、例えば、クレジット上問題ある借入人向け既存パイラテ貸出をシンジケートローンで肩代わりする事案やシンジケートローンの保全条件・期限等が既存の相対貸出の条件に劣後する事案等において、シンジケートローン参加検討金融機関に対してその旨明示したかどうか等を確認する態勢整備が求められている、との理解でよいか。	同一スキームにアレンジャー兼レンダーなど複数の立場で関与するシンジケートローンの全てについて、利益相反性の検討が必要であるというわけではないことの確認、及び一定の指針となるような例示の確認のため。
5	③顧客保護管理態勢	3頁Ⅰ2②注2	「顧客説明管理責任者について複数の配置をした場合、連帯して責任を負う方法や、管理全般に責任を負うものを定める方法により、責任の所在が明確となっているかを検証する」旨の記載となっているが、例えば商品別に顧客説明管理責任者の責任範囲が明確であるなど、責任の所在を明確にする体制であれば問題ないか。	複数の顧客説明管理責任者を設置するのは、所管業務が異なることが事由として想定される。その場合、異なる所管業務について連帯して責任を負うこと、もしくは各分野の顧客説明管理責任者の一人を全体の責任者とするかはかえって責任の所在が曖昧になると思われる。



項番	【コメントの対象】 ①経営管理態勢、②法令等遵守態勢、③顧客保護等管理態勢、④信用リスク管理態勢、⑤資産査定管理態勢、⑥自己査定(別表1)、⑦自己査定(別表2)、⑧市場リスク管理態勢、⑨流動性リスク管理態勢、⑩オペレーショナルリスク管理態勢	該当頁および該当項目	質問・確認事項	理由等
6	③顧客保護等管理態勢	7頁 II 1(1)③	金融商品取引法では、「プロ投資家」と「一般投資家」によって金融機関に対する行為規制が異なっており、顧客説明マニュアルについても、法の趣旨を踏まえ、画一的な内容を求めるものではないとの理解でよいか。 例えば、「顧客の知識、経験及び…具体的な手続きを含む」というのは「適合性原則」に基づくものであるが、金融商品取引法においては、「プロ投資家」は「適合性原則」の適用除外となっている。金融検査マニュアルの内容は「一般投資家」を想定して記載されたものなので、「プロ投資家」の場合は、法の趣旨を踏まえた対応がなされているか否かを確認されるとの理解でよいか。	「プロ投資家」に対して、金融商品取引法で定められている説明義務以上のものが金融検査マニュアルで定められているものではないことを確認したい。
7	③顧客保護等管理態勢	8頁 II 1(2)	顧客説明管理責任者が顧客説明マニュアルを他の部門に策定させ、顧客説明に係る管理を実施させている場合は、顧客説明責任者が自ら顧客説明に係る管理を実施するのではなく、他の部門による管理の適切性を検証し、必要に応じて改善していくことを否定するものではないとの理解でよいか。	
8	③顧客保護等管理態勢	8頁 II 1(2)	顧客保護等管理の各管理責任者の役割に関して、管理責任者は説明マニュアルや規程等の適切性の確認やモニタリングといった顧客保護全般に係る管理業務を行い、顧客説明や顧客サポート等を行う部門や部署の人員配置や人事評価といった体制整備等については、管理責任者以外の他の役員等が担う態勢も、顧客保護等管理の機能が確保されていれば、金融機関の規模・特性に応じて認められることを確認したい。	
9	③顧客保護等管理態勢	15頁 II 3(2)④(ii)	顧客情報漏えい事案を速やかに取締役会等に報告することについて、全件を報告するものの、迅速性については、重要度に応じて都度報告する事案と定例的に纏めて報告する事案に分けるなどの対応を否定するものではないことを確認したい。	
10	③顧客保護等管理態勢	21頁 III 2(1)④	「シンジケートローンのアレンジャー業務における情報提供態勢」に関して、顧客である借入人が開示することに同意しない情報についてはアレンジャーであっても参加検討金融機関に開示はできない、という理解でよいか。上記がそのとおりであるとした場合に、ここで要請されていることは、参加検討金融機関から情報開示要請を受けた場合に、アレンジャーとして借入人に対し参加検討金融機関に必要な情報開示を行うよう従来以上に積極的に働きかけることが求められている、という理解でよいか。	アレンジャーであっても、金融機関は顧客である借入人との間で守秘義務を負っている以上、借入人の同意なくして自らが保有している情報を勝手に開示することはできない。一方で、信用情報の取得は本来、参加検討金融機関が自己責任のもと行うべきものであるが、借入人とリレーションシップを有しない参加検討金融機関が自ら情報を取得することは困難であり、参加検討金融機関からの情報開示要請に対しアレンジャーとして一定の協力を行うべきものと考えられる。
11	④信用リスク管理態勢	7頁 II 2①(ii)	「例えばシンジケートローンに参加する場合、借入人について適切に実態を把握し融資判断を行っているか」という点について、実態把握の方法や継続的な与信管理の方法として、相対貸出であれば借入人から直接情報収集が可能であるが、シンジケートローンはリレーションシップに基づかない融資であることから、アレンジャーないしエージェントを通じて必要な情報を収集し与信判断を行うことが求められている、という理解でよいか。	シンジケートローンは、相対貸付と異なり、貸付人と借入人との間のリレーションシップを前提としない取引である。それが故に、参加検討金融機関による借入人情報の開示要請も、アレンジャーを介し借入人に対してなされることが予定されており、またコベナンツ等により借入人として維持すべき信用状態につき契約にて予め定めている。シンジケートローンへ参加の判断や事後の与信管理等はアレンジャーないしエージェント等を通じた情報に基づき行われるものであって、相対貸付のように直接の情報収集が求められるわけではないことを念の為確認しておきたい。

項番	【コメントの対象】 ①経営管理態勢、②法令等遵守態勢、③顧客保護等管理態勢、④信用リスク管理態勢、⑤資産査定管理態勢、⑥自己査定(別表1)、⑦自己査定(別表2)、⑧市場リスク管理態勢、⑨流動性リスク管理態勢、⑩オペレーショナルリスク管理態勢	該当頁および該当項目	質問・確認事項	理由等
12	④信用リスク管理態勢	14頁 Ⅲ⑦(vi)ハb	「研修、コンサルティング及び保守」はサポート体制の例示であり、必ずしも全てが必要でないとの理解でよいか。	外部の開発業者に求めるサポート体制は、金融機関の契約等の関係によって色々な場合が想定されるため。
13	④信用リスク管理態勢	16頁 Ⅲ.⑧(ii)(ホ)格付の利用	「与信審査、リスク管理、内部の資本賦課及び内部統制のため」とあるが、これには「プライシング」「貸倒引当率の算定」は含まれないことを確認したい。	バーゼルⅡのPDIについては長期平均であること、LGDについてはストレス時の推計であることが求められているが、プライシングにおいては時々々の景気局面において柔軟な運営を行うことが求められる。さもないと他業態との市場競争力を喪失し兼ねない。「貸倒引当率の算定」も同様に根拠とすべき規制が異なる。以上は全ての資産に共通であり、その全てを信用リスク管理指針に記述するのは繁雑であり、却って本条項の主旨を損ねかねない。
14	⑥自己査定(別表1)	3頁 1(3)	「見做し債務者区分」の定義は何か(何を以って「見做し」と位置付けるのか)、また、現行において一般事業法人と同様にプロジェクト・ファイナンスについても債務者区分を付与している場合、それを否定するものではない(プロジェクト・ファイナンスに対して現行の債務者区分とは別の体系を求めるものではない)ことを確認させていただきたい。	債務者区分との整合性を求められている信用格付(債務者格付)について、「内部格付手法の検証項目リスト」9頁 IV-1-(4)-①(平成18年3月27日付金融庁告示第19号第180条第2項1)に「(債務者格付は)債務者のPDIに対応するものであること。」と規定されていることを踏まえ確認するもの。ちなみに、「内部格付手法の検証項目リスト」9頁 IV-1-(3)(平成18年3月27日付金融庁告示第19号第180条)には「事業法人等向けエクスポージャーについて債務者格付と案件格付からなる内部格付制度を設けているか。ただし、特定貸付債権について、スロッシング・クライテリアを適用している場合、当該特定貸付債権については期待損失率に応じた内部格付制度を用いることができる。」とあることから、プロジェクト・ファイナンスの債権の債務者区分について「回収の危険性の度合い」のみを勘案した「見做し債務者区分」だけが限定的に認められるものではない(一般事業法人と同様の債務者区分体系が否定されるものではない)と考える。
15	⑥自己査定(別表1)	14頁 1(4)④ロ	一段落目の最後に「鑑定評価については、依頼方法、依頼先との関係についても留意する」とあるが、具体的にどのような点に留意すればよいか。	具体的な留意事項について「備考」欄で明記していただきたい。
16	⑥自己査定(別表1)	14頁 1(4)④ハ	「なお、安易に掛け目に依存していないかに留意する」は、(イ)の部分のみに係っている(ハ全体に係っていない)という理解でよいか、確認させていただきたい。	表記の明確化の観点。なお、「以下の数値を適用する場合には」等の文言を追記することにより、主旨がより一層明確になるものと考えられる。
17	⑥自己査定(別表1)	18頁 1(6)④	政府出資法人に対する債権を「分類対象外債権」としているが、当該政府出資法人の債務者区分については、「1(1)」にある「国、地方公共団体及び被管理金融機関」に準じて取扱うことが可能との理解でよいか。	明確化の観点。

項番	【コメントの対象】 ①経営管理態勢、②法令等遵守態勢、③顧客保護等管理態勢、④信用リスク管理態勢、⑤資産査定管理態勢、⑥自己査定(別表1)、⑦自己査定(別表2)、⑧市場リスク管理態勢、⑨流動性リスク管理態勢、⑩オペレーショナルリスク管理態勢	該当頁および該当項目	質問・確認事項	理由等
18	⑥自己査定(別表1)	25頁 1.(11)②要管理債権	改訂案では、要管理債権の検証について「貸出条件緩和債権関係Q&A(以下、Q&Aという)」も参考とすることが明確化されている。ついては、Q&Aについても今回の金融検査マニュアル同様、バーゼルⅡ基準への対応のための改訂が別途行われる、と考えてよいか。	①現行Q&Aは基準金利の算定に関して、デフォルト定義が「債務者区分の破綻懸念先以下への遷移」であることを前提としている。また、現行Q&Aでは基準金利の算定に関して、「与信判断に用いる金利」の算出にあたって使用しているPD、LGDと同じものを使用することを求められている。 ②一方で、バーゼルⅡ基準ではデフォルト定義に「債務者区分の要管理先以下への遷移」が含まれている。また、「格付並びにPD及びLGDは、与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制において実際に活用され、信用リスク管理上重要な役割を果たしているか(『バーゼルⅡ適用後における金融検査について』(別添1)『内部格付手法の検証項目リスト(案)』P.16)」とあることから、与信判断に用いる金利の算出上も「要管理先以下への遷移」へデフォルト定義を変更することが望ましい、と考えられる。 ③そのため、改訂案では基準金利の算定においても間接的にデフォルト定義を「要管理先以下への遷移」に変更することを求めていると考えられるが、変更した場合には現行Q&Aのデフォルト定義との間に、また変更しない場合には現行Q&Aの使用するPD、LGDとの間に不整合が生じてしまう。よって、不整合解消のために、Q&AについてもバーゼルⅡ基準への対応に即した改訂が必要と考える。
19	⑥自己査定(別表1)	28頁 2(3)①	改訂案において明確化されている銀行保証付私募債の分類方法について、その前提として「銀行保証付私募債の勘定計上方法の見直し(統一化)」が必要になると思われるが、斯様な見直し(統一化)に係る示達の方法・タイミングについてご教示いただきたい。	勘定計上方法の見直しの示達後にマニュアル上の当該記載事項が確定されるべきである。
20	⑥自己査定(別表1)	28頁 2.(3)①ハ、	「なお、上記ロ及びハにおいて、自らの保証を付した私募債を引受けている場合にあっても、私募債の発行会社の信用リスクに応じて、貸付債権と同様の方法により、価値の毀損の危険性の度合いに応じて、帳簿価額を分類する。」との今追加案があり、事業債勘定とは別途に支払承諾見返・支払承諾の勘定を計上しない前提と見受けられる。 従来は、「事業債勘定とは別途に支払承諾見返・支払承諾の勘定を計上しなくてはならない」という趣旨が貴庁の見解と理解しているが、見解を変更された背景等について、ご教示いただきたい。	銀行としては、貴庁のご見解・根拠等も踏まえて今後の会計処理の変更の要否・当否を適切に判断する必要があるため。 また、特に同一項目の会計処理につき、継続性が維持されることなく2期連続という異例な変更を行う場合には、銀行自身の理解のみならず、銀行の株主・預金者・監査人・証券取引所等の銀行財務諸表の利用者・利害関係者等に対しても合理的な説明を行う必要性があり得るため。
21	⑦自己査定(別表2)	16頁 3	改訂案において明確化されている銀行保証付私募債の分類方法について、その前提として「銀行保証付私募債の勘定計上方法の見直し(統一化)」が必要になると思われるが、斯様な見直し(統一化)に係る示達の方法・タイミングについてご教示願いたい。	勘定計上方法の見直しの示達後にマニュアル上の当該記載事項が確定されるべきである。

項番	【コメントの対象】 ①経営管理態勢、②法令等遵守態勢、③顧客保護等管理態勢、④信用リスク管理態勢、⑤資産査定管理態勢、⑥自己査定(別表1)、⑦自己査定(別表2)、⑧市場リスク管理態勢、⑨流動性リスク管理態勢、⑩オペレーショナルリスク管理態勢	該当頁および該当項目	質問・確認事項	理由等
22	⑦償却・引当(別表2)	16頁 3.イ.(ロ)	<p>「なお、自らの保証を付した私募債を引き受けている場合には、私募債の発行会社の信用リスクに応じて、貸付債権と一体の方法により適切な引当金を計上するか又は直接償却する。」との今次追加案があり、事業債勘定とは別途に支払承諾見返・支払承諾の勘定を計上しない前提と見受けられる。</p> <p>従来は、「事業債勘定とは別途に支払承諾見返・支払承諾の勘定を計上しなくてはならない」という趣旨が貴庁の見解と理解しているため、見解を変更された背景等について、ご教示いただきたい。</p>	<p>銀行としては、貴庁のご見解・根拠等も踏まえて今後の会計処理の変更の要否・当否を適切に判断する必要があるため。</p> <p>また、特に同一項目の会計処理につき、継続性が維持されることなく2期連続という異例な変更を行う場合には、銀行自身の理解のみならず、銀行の株主・預金者・監査人・証券取引所等の銀行財務諸表の利用者・利害関係者等に対しても合理的な説明を行う必要性があり得るため。</p>
23	⑦償却・引当(別表2)	16頁 3.イ.(ロ)	<p>「なお、自らの保証を付した私募債を引き受けている場合には、私募債の発行会社の信用リスクに応じて、貸付債権と一体の方法により適切な引当金を計上するか又は直接償却する。」との今次追加案があり、事業債勘定の中でも自行保証付私募債については非分類・Ⅱ分類に対しても総括的引当金を計上しなくてはならない趣旨と見受けられる。一方、自行保証付私募債以外の時価なし債券については今後も引続き、また、自行保証付私募債についても今次改訂前の金融検査マニュアル等では、非分類・Ⅱ分類に対しては総括的引当金を計上しなくてよい趣旨と見受けられる(※)。については、今般の趣旨に変更された理由・経緯について、ご教示いただきたい。</p> <p>[※2001(平成13)年4月26日付の金融検査マニュアル改訂案(「3. 有価証券の評価」)から同年6月28日付の検査マニュアル改訂確定版(「3. 有価証券の評価」)にかけての修正、および、同年6月28日付の貴庁のバブコメ回答(「○ 償却・引当に関する検査について」の項番「3」)等をご参照。]</p> <p>また、自行保証付私募債は(金銭債権ではなく)有価証券の一種であるため、総括的引当金であっても勘定科目としては一般貸倒引当金ではなく投資損失引当金で計上せざるを得ないと考えるが、この場合、日本公認会計士協会の監査委員会報告第71号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」の「2(1)引当金を計上できる場合」や「2(2)引当金の計上額」等の要件を逸脱しないのか否かについてご見解・根拠をご教示いただきたい。</p>	<p>銀行としては、貴庁のご見解・根拠等も踏まえて今後の会計処理の変更の要否・当否を適切に判断する必要があるため。</p>
24	⑧市場リスク管理態勢	3頁 Ⅰ2. ② 【限度枠の適切な設定】	<p>「複雑なリスクを考慮した限度枠管理となっているか」の主旨は、「リスクの程度、業務規模に応じ、限度枠を設定・管理しているか」という理解でよいか。</p>	<p>「複雑なリスク」の判断基準が、各金融機関でまちまちとなることが想定されることに加え、仮に複雑なリスクであっても、そのリスクや業務の規模も管理レベルを決定する基準となると考えられ、その点を明確化するため。</p>
25	⑧市場リスク管理態勢	10頁 Ⅱ2. (1)②(iii) 【市場リスクの計測・分析】	<p>「市場リスク管理部門は、資産・負債の現在価値に影響を与える要因及び期間収益に与える要因の双方を踏まえ、市場リスクの計測・分析を行っているか。」とあるが、例示にあるような分析は、市場リスク管理部門だけでなく、経営管理部門や市場業務部門等の部署による実施でも要件を満たすとの認識でよいか。</p>	<p>市場リスクに係る現在価値や期間損益に影響を与える要因の分析は、市場リスク管理部門だけでなく、行内管理の実状にあわせて、経営管理部門等他の複数の部署において実施しているケースがあるため。</p>

項番	【コメントの対象】 ①経営管理態勢、②法令等遵守態勢、③顧客保護等管理態勢、④信用リスク管理態勢、⑤資産査定管理態勢、⑥自己査定(別表1)、⑦自己査定(別表2)、⑧市場リスク管理態勢、⑨流動性リスク管理態勢、⑩オペレーショナルリスク管理態勢	該当頁および該当項目	質問・確認事項	理由等
26	⑧市場リスク管理態勢	13頁 II 2. (4)⑤ 【戦略目標等の見直し】	「市場リスク管理部門は、市場リスク計測結果と実際の損益動向とを比較することによって、リスク・リターン戦略等の妥当性について検証し、市場営業部門の戦略目標等の見直しに活用しているか。」とあるが、当該検証や活用は、市場リスク管理部門だけでなく、経営管理部門等の部署による実施でも要件を満たすとの認識でよいか。	リスク・リターン戦略等の妥当性検証については、市場リスク管理部門だけでなく、行内管理の実状にあわせて、経営管理部門等他の複数の部署において実施しているケースがあるため。また、市場リスク管理部門は、市場営業部門の戦略目標等の見直し自体は行わないため。
27	⑧市場リスク管理態勢	16頁 III 2. (1)①(ii) 【戦略目標等の策定】	ここで言う「政策投資」は具体的にどのようなものを想定しているのか明確化していただきたい。	明確化のため。
28	⑧市場リスク管理態勢	16頁 III 2. (1)①(ii) 【戦略目標等の策定】	バーゼルⅡも踏まえ、政策投資の位置づけについては、その保有目的・業務実態等を踏まえ、市場リスクとしての認識を行うべきか否かについて、各金融機関が検討・決定し、リスクコントロールに関する議論の方法はALM委員会に限らない、との理解でよいか。	
29	⑧市場リスク管理態勢	17頁 III 3 「ファンド」	当該項目充足の主体は必ずしも市場リスク管理部門に限らないことを確認したい。	第三者委託であるファンド投資の性質上、フロント部門の運営内容はリスク管理そのものである場合もあり、全てを市場リスク管理部門にて充足することには限界があるため。
30	⑧市場リスク管理態勢	17頁 III 3. (1)① 【審査管理】【意思決定プロセス】	タイトルが「審査」となっているが、必ずしも、審査部署を設置して審査を行う必要はなく、取得の決裁を行う権限を与えられた部署が、定められた手続に従って取得の可否を判断する、とのプロセスでも問題ないとの認識でよいか。	明確化のため。
31	⑧市場リスク管理態勢	17頁 III 3(1)①	「当該金融機関の管理方法の限界」とは、具体的にどのようなことか。	明確化のため。

項番	【コメントの対象】 ①経営管理態勢、②法令等遵守態勢、③顧客保護等管理態勢、④信用リスク管理態勢、⑤資産査定管理態勢、⑥自己査定(別表1)、⑦自己査定(別表2)、⑧市場リスク管理態勢、⑨流動性リスク管理態勢、⑩オペレーショナルリスク管理態勢	該当頁および該当項目	質問・確認事項	理由等
32	⑧市場リスク管理態勢	18頁 Ⅲ4. (1)(ii) 【市場リスク計測態勢の確立】	「市場リスク管理方針のもとで、市場リスク計測手法の位置づけを明確に定め、例えば以下の項目について把握した上で運営しているか。また、連結対象子会社に対しても」とあるが、ここで言う連結対象子会社とは、「単体ベースで内部モデルを使用する連結対象子会社」との理解でよいか。	明確化のため。
33	⑧市場リスク管理態勢	19頁 Ⅲ4(2)②(iii)	「取締役会等は、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等の策定に当たって、ストレス・テストの結果を考慮しているか。」とは具体的にどのようなことか。	最上位の概念である市場リスク管理方針等を、ストレス・テストの結果によって都度変更する必要性は認められないため。
34	⑧市場リスク管理態勢	21頁 Ⅲ4(7)②(v)	「市場リスク計測手法の算出結果(例えば、VaR(ハリー・アット・リスク))を業績評価のために活用しているか」とあるが、Ⅲ4(7)②(v)において業績評価方法を推奨しているのではないことを確認したい。	業績評価方法については金融機関の判断に委ねていただきたい。
35	⑧市場リスク管理態勢	21頁 Ⅲ4. (7)③(ii) 【市場リスク計測手法の適切な運営】	「市場リスク計測手法の変更には、市場リスク管理方針と整合的であることを確認した上で、関連する部門や連結対象子会社等に対して伝達しているか」とあるが、関連部署・連結子会社への伝達については、変更内容を勧案の上、必要に応じ行う、との認識でよいか。	市場リスク計測手法(内部モデル)の変更には、軽微なものから重要なものまで様々なものがあり、変更内容に応じた対応で十分であると考えられるため。
36	⑧市場リスク管理態勢	27頁 Ⅲ4. (14)(i) 【市場リスク計測手法の正確性や適切性の検証】	「市場リスク計測手法の開発から独立した者」とあるが、これは「組織」ベースではなく、「人」ベースとの理解でよいか。	明確化のため。
37	⑧市場リスク管理態勢	29頁 Ⅲ5.②(i) 【市場リスク計測モデルの適切性】	「ブラックボックスがない」とは、モデルのプログラムレベルで要求されるものではないとの理解でよいか。	開発業者に「プログラムレベル」で開示を要求することは現実的でないため。

項番	【コメントの対象】 ①経営管理態勢、②法令等遵守態勢、③顧客保護等管理態勢、④信用リスク管理態勢、⑤資産査定管理態勢、⑥自己査定(別表1)、⑦自己査定(別表2)、⑧市場リスク管理態勢、⑨流動性リスク管理態勢、⑩オペレーショナルリスク管理態勢	該当頁および該当項目	質問・確認事項	理由等
38	⑧市場リスク管理態勢	29頁 Ⅲ5.③(i) 【市場リスク計測モデルの開発業者の管理】	「開発業者の評価」とは、具体的にはどのような内容を意図されているのかご教示いただきたい。	明確化のため。
39	⑧市場リスク管理態勢	29頁 Ⅲ5③(ii)	「研修、コンサルティング及び保守」はサポート体制の例示であり、必ずしも全てが必要でなないとの理解でよいか。	外部の開発業者に求めるサポート体制は、金融機関の契約等の関係によって色々な場合が想定されるため。
40	⑧市場リスク管理態勢	29頁 Ⅲ5.③(iii) 【市場リスク計測モデルの開発業者の管理】	「モデルの開発業者における計測モデルの妥当性の検証状況」については、外部監査等に対応済の場合、不要としてよいか。	検証内容が外部監査等と重複するため。また、開発業者のコスト増加となるため。
41	⑧市場リスク管理態勢	31頁 Ⅲ7③(iii)	「特に、第三者から時価情報を入手する場合には、定期的に入手した上で、時価の妥当性につき自ら検証しているか。」は、当基準に関連する「金融商品会計に関する実務指針」および「金融商品会計に関するQ&A」(日本公認会計士協会)の趣旨を明確化したものであり、それ以上のものを求めるものではないとの理解でよいか。	明確化のため。
42	⑨流動性リスク管理態勢	2頁 I 1② 等 【流動性戦略の整備・周知】	取締役会が策定する「流動性戦略」というのは、流動性リスク管理方針に基づき具体的に定められる流動性リスクの限度枠や流動性危機時の調達手段、対応を含めるとの理解でよいか。	流動性戦略という言葉の定義を明確にするため。
43	⑨流動性リスク管理態勢	14頁 Ⅲ2. ①(ii) 【流動性戦略等の策定】	ここで言う「政策投資」は具体的にどのようなものを想定しているのか明確化していただきたい	明確化のため。

項番	【コメントの対象】 ①経営管理態勢、②法令等遵守態勢、③顧客保護等管理態勢、④信用リスク管理態勢、⑤資産査定管理態勢、⑥自己査定(別表1)、⑦自己査定(別表2)、⑧市場リスク管理態勢、⑨流動性リスク管理態勢、⑩オペレーショナルリスク管理態勢	該当頁および該当項目	質問・確認事項	理由等
44	⑩オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案)	1頁 Ⅲ3「外部委託業務のオペレーショナル・リスク管理」 ①外部委託先の選定 3つ目の「・」	外部委託業務において、委託先選定の際には、「総合的なオペリスク管理部門」が「レビュー上の問題の有無」を留意することとなっているが、そもそも、風評リスクはバーゼルⅡの定義から明示的に除外されている。従って、金融機関が自らオペリスクとして定義しない限り、「総合的なオペリスク管理部門」で管理しなくとも、他の部門等で適正に管理していればよいという理解でよいか。	風評リスクはバーゼルⅡのオペリスクから明示的に除外されており、金融機関によっては、オペリスクの管理部門ではない部門等で管理している場合もありえるため、その趣旨を確認するもの。
45	⑩オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(案) (別紙3)その他オペレーショナル・リスク管理態勢の整備・確立状況	34頁 別紙3 3【危機管理態勢の適切性】	「その他オペレーショナル・リスク管理態勢の整備・確立状況」においては、「3. 危機管理態勢の適切性」の項目が入っているが、危機管理態勢については、バーゼルⅡのオペレーショナルリスクの定義には入っていない事項。従って、金融機関が自らオペレーショナル・リスクとして定義しない限り、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門による管理の対象外であり、他の部門等で適正に管理していればよいという理解でよいか。	危機管理態勢については、バーゼルⅡでのオペレーショナルリスクの定義にはない事項であるが、これが「その他オペレーショナル・リスク管理態勢の整備・確立状況」のチェックリストの中に記載があると、あたかも総合的なオペレーショナルリスク管理部門がオペレーショナルリスクとして危機管理態勢を管理しなければならぬような誤解を受けるため。